

令和3年6月21日

国立大学法人奈良教育大学
学長 加藤久雄 殿

監査報告書

国立大学法人奈良教育大学

監事 菅万希子 ⑩

監事 浅野 禎彦 ⑩

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第17期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、当期の監査計画等に従い、業務運営、内部統制システムの整備、個人情報管理、公的研究費の管理、コンプライアンスへの取組、契約事務等について、適正かつ効率的に行われているか等の観点から、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の重要な会議に出席して適切な意見を述べる他、役員（監事を除く。以下同じ。）、内部の各部署等からその職務の執行状況を適宜聴取し、監査室と協力しながら領収書、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況、公的研究費の運営・管理状況について監査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人奈良教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。

- (3) 役員の職務遂行に関し、不正の行為又は法令等若しくは学内規則に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 内部統制システムは整備されており、運用は適切に行われていると認めます。また、業務は法令等に従って適正に行われていると認めます。
- (5) 役員は、中期目標の達成に向け、それぞれの役割や課題を的確にもち、効率的・効果的に業務に専心していると認めます。
- (6) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人奈良教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示しているものと認めます。
- (7) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 機能強化経費（プロジェクト分）及び公的研究費の運営・管理並びに入札・契約は、適切に行われています。
- (10) 個人情報の管理、情報セキュリティについては、適切に行われています。
- (11) 附属施設については、適切に利用されています。

以上